

工事請負契約証書

甲 (発注者) 住所

氏名

乙 (受注者) 住所 秋田県横手市婦気大堤字谷地添え 109 番地 5

氏名 有限会社 太田工業

上記当事者間において、下記条項に基づき工事請負契約を締結する。

(工事名称)

第1条 工事名称は次のとおりとする。

1

(工事現場)

第2条 工事現場は次のとおりとする。

1

(工事施工期間)

第3条 工事施工期間は次のとおりとする。

着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日

(請負代金)

第4条 請負代金は次のとおりとする。

1 金 万円也 (消費税込み)

(支払内容)

第5条 請負代金の支払方法は次のとおりとする。

1 金 万円也 着工時

2 金 万円也 中間時

3 金 万円也 完成時

(工事施工)

第6条 工事施工に関して乙は甲の指示に従い別紙設計図面及び仕様書に基づき完全かつ良心的に施工すること。

(竣工期間引き延ばし責任)

第7条 甲の工事請負代金支払の遅滞のために生じたる竣工期間引き延ばしに対する責任は乙において負わないものとする。

(義務違反)

第8条 甲が支払の義務を怠った時は既払代金はもちろん地上権並びに既設物件共乙において自由に処理することができる。なお乙において正当なる理由なくして、工事を放棄し、又は工法を曠着した場合は既設物件はもちろん、現場に所在する工事資材は一切甲の所有と成し、以後の工事は、甲において他の請負人にて完成することができる。この場合乙は一切異議なきこと。

(損害等の責任)

第9条 工事竣工引渡完了まで、乙の責任において生じたる火災、盗難等の事項に関しては、すべて乙の責任とし天災地変、その他不可抗力による損害に関しては、甲の負担とする。なお火災保険の契約に関しては甲乙協議の上、これを決定する。

(工期の延期)

第10条 天災地変、その他不可抗力によりはなはだしく工事の進行に支障ありて、施工期日延長のやむを得ざる場合は乙は甲の承認を得て工期を延期する事ができる。

(権利義務の承継)

第11条 1 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させることができない。  
2 当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物、又は工事場に搬入した検査済の工事材料などを、売却、貸与又は抵当権その他担保の目的に供することはできない。

(部分使用)

第12条 1 工事の一部が完成したとき、検査の上、甲は、その部分の引渡しをうけて、使用することができる。ただし、甲は乙に受領書を交付するものとする。  
2 工事の未完成部分についても、甲は、乙の同意を得て、これを使用することができる。部分使用のときその部分の保管の責は甲が負う。  
3 前2項の部分使用によって乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲にその賠償を求めることができる。

(部分払の支払)

第13条 1 工事中乙が部分払の支払を求めるときは、請求書を支払日の7日前に甲に提出する。  
2 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡しを受けると同時に、乙に請負代金の支払を完了する。

3 契約の目的物のうちで、甲に引渡しをした部分については、乙は、その工事費の全額支払を求めることができる。

(その他の事項)

第14条 本契約書に記載なき事項に関しては甲乙双方誠意をもって協議の上本工事の完成に努力する。

上記のとおり工事施工契約を締結したため、これを証するため、本契約証書2通を作成し甲乙各自署名捺印の上、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (施主)

氏名

印

乙 (施工請負人)

氏名

有限会社太田工業

印

代表取締役 佐藤正巳